

令和2年度 東部地区 各種講習会計画 令和3年2月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。（社）広島県労働基準協会尾道支部／電話 0848-22-3432・Fax22-3444

種 類	開催定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
プレス機械作業主任者 (3日=16時間教育)	17~19	福山教習所 (17~19)	なし	14,300	1,540	安衛法施工令第6条7号抜粋に掲げる動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業
足場の組立等作業主任者 (2日=13時間)	12・13	福山教習所 (12・13)	なし	11,000	1,680	安衛法施行令第14条つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	9・10	福山教習所 (9・10)	ありがとうございます。定員となりました。			特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18,20号別表第3,5)
鉛作業主任者 (2日=11時間)	4・5	福山教習所 (4・5)	なし	11,000	1,760	安衛法施工令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う遠隔室おけるものを除く）に係わる業務
酸素・硫化水素危険作業主任者 (3日=17.5時間教育)	1~3	福山教習所 (1~3)	なし	14,300	2,200	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間)	15・16	福山教習所 (15・16)	なし	11,000	1,980	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の厚生労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものに係る作業（安衛令第6条22号、別表第6の2）
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	2~5	尾道長者原 ｽﾎﾟｰｯｾﾝﾀｰ (2・3)	福山教習所 (4・5)	A25,300 B23,100	1,705	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務（安衛令第20条6号）
	4~10	福山教習所 (4・5)	福山教習所 (8・9・10)			
	17~24	福山教習所 (17・18)	福山教習所 (19・22・24)			
ガス溶接 (2日=13時間教育)	26・27	福山教習所 (26)	福山教習所 (27)	9,900	880	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務（安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6）
フォークリフト運転 A区分(4日=35時間教育) B区分(4日=31時間教育)	16~24	福山教習所 (16)	福山教習所 (17~19) (22~24)	A33,000 B27,500	1,650	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務（安衛令第20条11号）
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	10~17	福山教習所 (10・12)	福山教習所 (15・16・17)	A20,900 B19,800 C18,700	1,650	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務（安衛令第20条16号）
	24~3/2	福山教習所 (24・25)	福山教習所 (26・3/1・2)			

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。（各支部分含む）

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
自由研削用と石 取替え等業務 (1日=6時間教育)	3	福山教習所 (3)	福山教習所 (3)	会員 8,800 一般 12,100	1,320	自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 (安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋)
アーク溶接等業務 3日=21時間教育	8~10	福山教習所 (8・9)	福山教習所 (9・10)	会員 18,700 一般 22,000	1,100	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
機械研削用と石取替え業務 (1日=8時間教育)	19	福山教習所 (19)	なし、但し事業者 で3時間以上 実施必要	会員 6,600 一般 9,900	1,320	機械研削用及び自由研削用砥石の取替えまたは取替え時の試運転の業務(特別教育規定第1条、第2条抜粋)
職長等教育 2日=12時間	24・25	福山教習所 (24・25)	なし	会員 14,300 一般 17,600	880 (職長等のみ)	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者 (安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
職長・安全衛生責任者教育 2日=14時間					1,540 (職長・安責)	上記内容と建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一つの仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任すること
情報機器作業従事者 労働衛生教育	15	福山教習所 (15)	なし	会員 5,500 一般 8,800	880	VDT作業における健康管理面での問題点に対応するため、厚生労働省では『VDTにおける労働衛生管理のためのガイドライン』を策定し、事業者が講ずべき処置等が示されています
危険予知訓練研修 (1日=7時間教育)	8	福山教習所 (8)	なし	会員 7,700 一般 11,000	770	危険を予知・予測し、未然に災害を防止する手法を学習する講習会で、多くの事業場で活用されています。 管理監督者、現場従事者などが対象です。

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。(各支部分含む)